スイッチング機能を有するもの（ＩＰ電話サービスを提供するものを除く。）及びＩＳＤＮ同期ＰＨＳアクセスサービスを提供する端末設備	基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳ事業者に通信回線設備を提供する電気通信事業者	様式第十一
通信回線設備を有しないＩＰ電話サービスを提供するＩＰ電話事業者	通信回線設備を有しないＩＰ電話サービスを提供するＩＰ電話事業者	
第二種指定電気通信設備を用いて接続するＩＰ電話サービスを提供する電気通信事業者	第二種指定電気通信設備を用いて接続するＩＰ電話サービスを提供する電気通信事業者	
第二種指定電気通信設備を用いて接続するＩＳＤＮ同期ＰＨＳアクセスサービスを提供する電気通信事業者	第二種指定電気通信設備を用いて接続するＩＳＤＮ同期ＰＨＳアクセスサービスを提供する電気通信事業者	

を

ＩＳＤＮ同期ＰＨＳアクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳ事業者に通信回線設備を提供する電気通信事業者	様式第十一
第二種指定電気通信設備を用いて接続する第二種ＩＳＤＮ同期ＰＨＳアクセスサービス	第二種指定電気通信設備を用いて接続する第二種ＩＳＤＮ同期ＰＨＳアクセスサービスを提供する電気通信事業者	
第二種指定電気通信設備を用いて接続するＩＰ電話サービス	第二種指定電気通信設備を用いて接続するＩＰ電話サービスを提供する電気通信事業者	
第二種指定電気通信設備を用いて接続するＩＳＤＮ同期ＰＨＳアクセスサービス	第二種指定電気通信設備を用いて接続するＩＳＤＮ同期ＰＨＳアクセスサービスを提供する電気通信事業者	

に

改める。

様式第１から様式第八までを次のように改める。

様式第１（第２条第１項関係）

第１表

電気通信役務契約等状況報告
契約数

年　月　日現在

サービスの種類　加入電話及び総合デジタル通信サービス

事業者名

サービスの種類及びインターフェースの種別	区分			合計
	事務用	住宅用	区分なし	

注１　加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに記載すること。

２　総合デジタル通信サービスについて記載する場合には、インターフェースの種別ごとに記載すること。

３　契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。なお、当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

４　記載する「サービスの種類及びインターフェースの種別」の数に応じ、項を適宜増減すること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別単位料金区域別契約数

年３月31日現在

サービスの種類

（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別）

事業者名

都道府県	単位料金区域	区分				合計
		事務用	住宅用	区分なし	小計	
合計						
参考事項						

注１　加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別葉とすること。

２　総合デジタル通信サービスについて記載する場合には、インターフェースの種別ごとに別葉とすること。

３　契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、単位料金区域ごとに「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

４　番号ポータビリティ機能（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第４条の表２の項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該機能を利用した契約数を記載すること。

５　注４に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

６　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格Ｘ0401に規定する都道府県コード（以下「都道府県コード」という。）の番号の順序によること。

７　記載する都道府県及び単位料金区域の数に応じ、項を適宜増減すること。

８　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。